

令和元年 7 月 25 日

エボラ出血熱に関する注意喚起について

世界保健機関（WHO）は、コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱の発生が北キブ州の州都ゴマに及んだことを受け、日本時間 7 月 18 日、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」に該当すると宣言しました。

つきましては、以下関連情報ホームページ及び別添の参考資料等を確認の上、特にエボラ出血熱発生地域であるコンゴ民主共和国及びウガンダ共和国への渡航を計画されている教職員や学生の皆様には、関係情報を踏まえたうえで、安全確保に細心の注意を払って対応いただきますようお願いいたします。また当該地域からの帰国者、留学等による渡日者におかれましても健康状態の確認を行い、発熱などの心配な症状のある場合は速やかに医療機関を受診し診察、治療を受けていただきますようお願いいたします。
情報の詳細については以下よりご確認ください。

○関連情報ホームページ

厚生労働省報道発表資料「コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱に関する世界保健機関（WHO）の緊急事態宣言」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05795.html

厚生労働省検疫所ホームページ「コンゴ民主共和国およびウガンダ共和国でエボラ出血熱が発生しています」

<https://www.forth.go.jp/news/20190718.html>

外務省海外安全ホームページ「コンゴ民主共和国及びウガンダ共和国におけるエボラ出血熱の発生」

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo_2019T056.html#ad-image-0